平成２５年（フ）第１９４３号
名古屋市南区道徳新町１丁目80番地
債務者　石黒條太郎
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９９８号
愛知県北名古屋市弥勒寺西１丁目89番地　ライトハウス山田202号
債務者　太田　繁康
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８２４号
神戸市須磨区北落合５丁目１番329―501号、従前の住所神戸市須磨区中落合１丁目１番405―501号
債務者　岩本　　健
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３６号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番36―614号
債務者　加茂川淳二
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８８号
兵庫県西宮市和上町６番22―406号、前住所兵庫県西宮市剣谷町９番19号
債務者　九鬼　　稔
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９１４号
広島市佐伯区三宅３丁目５番２―401号
債務者　清水　幸一
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２６号
広島市佐伯区八幡２丁目５番34号
債務者　メタルワーク広島こと　城市　　彰
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２７号
広島市佐伯区八幡２丁目５番34号
債務者　城市　保江
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６２号
広島市中区本川町３丁目４番15―204号
債務者　香川　博宣
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７号
宮崎県都城市高城町大井手1594番地２
債務者　河端　京子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１６号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第７地割110番地大槌町大槌第９仮設団地11―５、住民票上の住所岩手県上閉伊郡大槌町安渡２丁目８番11号
債務者　安堵チヤ子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第５９号
福島県いわき市内郷白水町入山56番地
債務者　木内　　久
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１２４１号
埼玉県戸田市本町４丁目６番16―505号
債務者　武藤　　剛
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８９号
石川県白山市相川新町66番地１、従前の住所金沢市玉鉾２丁目222番地１
債務者　中村　尚仁
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４１２号
金沢市馬替２丁目203番地１　アプリーレ92―102号、従前の住所金沢市久安１丁目81番地10
債務者　能上　冷子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３４０号
山梨県笛吹市御坂町下黒駒925番地
債務者　小林　勝巳
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
長野県飯田市南信濃和田365番地　夜川瀬第１市営住宅２号
債務者　野牧　満幸
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
長野地方裁判所飯田支部